

令和3年度 市民税・県民税 特別徴収に関するつづり P. 8

● 所得控除額

a. 基礎控除

合計所得金額	基礎控除額(住民税)
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

b. 扶養控除額等の金額

納税者本人の所得金額	900万円以下		900万円超	950万円以下	950万円以下
	配偶者	老人	所得金額	控除額	控除額
配偶者 控除	一般	33万円	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	38万円	26万円	13万円
	所得金額		控除額		
	48万円超95万円以下	33万円	22万円	11万円	
	95万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円	
	100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円	
	105万円超110万円以下	28万円	18万円	9万円	
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円	
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円	
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円	
障害者控除 (同族特別障害者)	一般	26万円	26万円	2万円	1万円
	特別障害者	30万円	30万円	2万円	1万円
	特別障害者 (同族特別障害者)	53万円	53万円	4万円	2万円
	通級控除	26万円	26万円	2万円	1万円
	ひとり親控除	30万円	30万円	2万円	1万円
	勤労学生控除	30万円	30万円	2万円	1万円
	扶養控除		扶養控除		
	老人	38万円	38万円	2万円	1万円
	特定	45万円	45万円	3万円	1.5万円
	福居 老親等	45万円	45万円	3万円	1.5万円

● 住民税と所得税の人的控除の差

控除の種類	金額	控除の種類		金額	
		納税者本人の所得金額	配偶者	老人	所得金額
基礎控除	5万円	900万円以下	900万円超	950万円以下	950万円以下
障害者控除	1万円	配偶者	配偶者	配偶者	配偶者
特別障害者控除	10万円	一般	一般	一般	一般
同居特別障害者控除	22万円	老人	老人	老人	老人
寡婦控除	1万円	所得金額	所得金額	所得金額	所得金額
ひとり親控除	1万円	30万円以下	30万円超40万円未満	40万円以上45万円未満	45万円以上
勤労学生控除	1万円	3万円	2万円	1万円	
		5万円	4万円	2万円	
		3万円	2万円	1万円	
		5万円	老人	10万円	
		18万円	福居老親等	13万円	

【特定】…年齢19歳以上23歳未満の扶養親族  
(平成10年1月2日～平成14年1月1日に生まれた人)  
【老人】…年齢70歳以上の扶養親族  
(昭和26年1月1日以前に生まれた人)

c. 生命保険料控除額

各保険料(一般・介護医療・個人年金)につき別々に計算した控除額の合計額(限度額70,000円)

① 新契約 (平成24年1月1日以後に締結した保険契約等)		② 旧契約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)	
支払金額	控除額	支払金額	控除額
～12,000円	支払金額の全額	～15,000円	支払金額の全額
12,001～32,000円	支払金額×1/2 + 6,000円	15,001～40,000円	支払金額×1/2 + 7,500円
32,001～56,000円	支払金額×1/4 + 14,000円	40,001～70,000円	支払金額×1/4 + 17,500円
56,001円～	28,000円	70,001円～	35,000円

③ 一般の生命保険料について①と②の両方を申告した場合(個人年金保険料も同様)  
→ ①と②の控除額の合計額(限度額28,000円)

d. 地震保険料控除額

① 地震保険料		② 長期損害保険料	
支払金額	控除額	支払金額	控除額
～50,000円	支払金額×1/2	～5,000円	支払金額の全額
50,001円～	25,000円	5,001～15,000円	支払金額×1/2 + 2,500円
		15,001円～	10,000円

①と②の両方ある場合 → ①と②の控除額の合計額(限度額25,000円)

※損害保険料控除が改組され、平成20年度から地震保険料控除が創設されました。  
従来の損害保険料控除は廃止されましたが、経過措置として平成18年末までに締結した長期損害保険契約(保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの)に係る保険料については、従来と同様控除が受けられます。

e. 雑損控除額…下記①②のいずれか多い方の金額

- ①(損失額－保険金等による補てん額)－(総所得金額等の合計額×10%)
- ② 災害関連支出の金額－5万円

f. 医療費控除額

〔支払った医療費の額－〕－〔総所得金額等の合計額×5%または10万円  
保険金等による補てん額〕のいずれか少ない方の金額

※地方税法第4条の4に規定の適用を選択する場合  
特定一般用医薬品等購入費 1万2千円(限度額8万8千円)

g. 社会保険料控除額及び小規模企業共済等掛金は、支払金額の全額が控除額となります。

特別徴収者 の所得金額	基礎控除額	扶養控除額等の金額	生命保険料控除額	地震保険料控除額	医療費控除額	社会保険料控除額
48万円超	29万円	33万円	28,000円	5万円	5万円	5万円
50万円未満	29万円	33万円	28,000円	5万円	5万円	5万円
50万円以上	15万円	33万円	28,000円	5万円	5万円	5万円
55万円未満	15万円	33万円	28,000円	5万円	5万円	5万円